

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

すさみ町は紀伊半島の南南西に位置し、紀伊山地を背に雄大な太平洋に面しており、海岸線は豪壮で風光に恵まれたリアス式海岸であり、吉野熊野国立公園に指定されている。また、町土の約93%が山林で占められ、農林漁業と観光を主要産業としており、地に根付いた産業、伝統を次世代に繋ぐべく安定した産業づくり、活力あるまちづくりに取り組んでいるところである。

すさみ町の人口は、令和2年国勢調査では3,685人で、65歳以上の高齢者の割合は49.0%と国及び県と比較しても高齢化が著しく進んでいる状況である。産業の推移を就業人口総数でみると、令和2年には1,634人で、人口減少に伴い、就業人口、就業率とも下降傾向にあり、その構成比率は第一次産業が9.6%、第二次産業が21.6%、第三次産業が68.8%である。これまで50年にわたり人口が減少してきており、これまでも、さまざまな対策を行ってきたが、過疎・少子高齢化に歯止めをかけることはできず、経済活動の縮小による企業の撤退や商店の閉鎖などが続いている。また、これらの状況は地域活力の低下を招き、それらが更なる少子高齢化を招くといった負のスパイラルをもたらしている。地域の活力を維持・発展させていくためには、雇用の場の確保や所得水準の向上による定住促進対策、都市部との対流による交流人口の拡大を図ることが重要である。

一方、当町の沿岸部は吉野熊野国立公園に指定されるなど自然に富んでおり、世界的に貴重な地質遺産であるフェニックス褶曲などのジオサイトや、すさみ八景でもあり和歌山県朝日夕陽百選に選ばれている稲積島や夫婦波などの風光明媚な観光資源が点在している。しかし、それらの魅力についての発信力に乏しく、また観光するための資源周辺の整備が不十分であることなどから、せっかくの豊富な観光資源が有効に活用されていない状況となっている。さらに、それぞれの観光資源同士の結びつきが弱く、観光利用の受け入れ体制も不十分なため、現在は集客効果が薄い状況にある。

#### (2) 目標

すさみ町内の中小企業等の振興に関する施策を推進し、積極的な先端設備等の導入を促すことで、地場産業の育成や地域経済の発展を図れるよう、本計画期間中の先端設備等導入計画の認定件数の目標を2件と定め、地域産業全体の振興発展を図ることを目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

すさみ町の産業は、農林水産業、木材加工、製造業と多岐に渡る多様な業種がすさみ町の経済、雇用を支えているため、これらの業種で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

中小企業者による幅広い取組を促すため、すさみ町全域を対象とする。

### (2) 対象業種・事業

中小企業者に幅広い取組を促すため、全業種を対象とする。

すさみ町内の地場産業の育成や地域経済の発展を図るため、すさみ町内に事務所又は事業所を有する事業者が行う事業を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は3年間、4年間又は5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。